

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.162

平成 28 年 1 月 12 日

1 年後に挙式を控え、2 人でブライダルフェアに参加し結婚式場の説明を受けたところ、「割引は今日だけ」と契約を急かされるのですが...

## 相談内容

【相談者 30 代 男性】

1 年後に挙式を控え、2 人でブライダルフェアに参加しました。結婚式場を見学し、担当者から説明を受けたところ、「内金 10 万円を支払い、今日申し込むと割引価格が適用されます。」と具体的なプランが定まらないまま、契約を急かされています。契約しても大丈夫でしょうか...

## 対処方法

結婚式をめぐる消費者トラブルが全国の消費生活センター等に寄せられています。( ) 中でも多いのが「契約・解約」に関する相談です。消費者にとって、ブライダルフェア等で式場を見学すると気分が高揚しがちで、急かされるまま十分な検討をせず契約してしまうことがあります。また、事業者と打合せを重ねる中で不信感が生じ、キャンセルに至ってしまう可能性があります。後のトラブルを避けるためにも契約は慎重に行いましょう。

- ・ 契約を急かされても、その場でサインをしたり申込金を支払ったりしないようにして、まずは書面を持ち帰ってしっかり検討しましょう。
- ・ 契約をする前に、契約の成立時期、キャンセル料の発生時期や金額等、契約書の内容をしっかりと確認し、担当者にも直接確認しましょう。
- ・ 疑問や不安を感じたら、お近くの市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

( ) 詳しくは、国民生活センターのホームページをご覧ください。<http://www.kokusen.go.jp>

式場側ともよく話し合っ  
て晴れの日を  
迎えましょう。



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890